

平成30年5月

宝塚市立宝塚すみれ墓苑 合葬式墓所 ご使用上の注意事項

お申込みに際し、注意事項やよくあるお問い合わせをまとめましたので、ご一読下さい。

合葬式墓所 全体に関すること

1	合葬式墓所の使用にあたっては、「墓地、埋葬に関する法律」、「宝塚市営霊園条例」、「宝塚市営霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
2	次の場合には、合葬式墓所の使用許可が取消されます。 <ul style="list-style-type: none">・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。・偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。・墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又は宝塚市営霊園条例施行規則に違反したとき。
3	法要等について、市では慰霊祭などの祭祀行事は行いませんが、埋蔵や墓参の際に各自で法要等をなさることに特に制限は設けていません。 他の墓参客の迷惑にならないこと、墓参客が多い盆、彼岸の時期は避けていただくこと、施設が破損又は破損する恐れがないことに留意していただいた上で自由に行ってください。

申込に関すること

	お問い合わせ内容	回答
1	生前のうちに夫婦揃って申込をする場合、使用許可申請書(申込書)は「自己の生前申込」、「親族の生前申込」のどちらを使用すれば良いか。	どちらで申し込んでいただいても構いません。 ただし、使用者様がお亡くなりになられた際、ご親族のどなたかに承継(使用権の引継)をしていただく必要がありますので、例えばご夫婦以外のご親族の方(お子様など)がおられる場合には、その方が申請者となり「親族の生前申込」にてお申込みいただくことで、承継手続きを省けることとなりますのでそちらをおすすめします。なお、そのご親族の方が宝塚市以外にお住まいの場合は申込資格を満たさない場合もありますので、パンフレットの申込資格をご確認下さい。
2	生前申込時の祭祀主宰予定者について、身寄りがない場合は民生委員などの知人でも申込可能か。	生前申込はできません。ご自身がお亡くなりになられた後にご自身の焼骨をお持ちになられる方でしたら、民生委員の方など、どなたでもその時点でお申込みいただけます。
3	骨入れ袋を見たい。	宝塚市役所 生活環境課窓口と現地管理事務所にサンプルをご用意しています。
4	複数申し込む際に住民票もそれぞれ必要か。	※いずれも同時申し込みが条件です。 ※住民票は全て本籍地記載のものがが必要です。 ・申請者が1人、合葬者が複数の場合、申請者の住民票は1通で可。 ・「自己の生前申込」で夫婦が互いに申し込む場合、同一世帯であれば、住民票は世帯全員のものを1通で可。 ・「親族の生前申込」で子が両親のために申し込む場合は、子と両親が同一世帯内であれば、世帯全員のものを1通で可。別世帯であれば各々必要です。 ・「焼骨保持」で1人の申請者が複数申し込む場合、住民票は1通で可。
5	改葬(別の墓地からお骨を移すこと)での申込みの際、改葬許可証には「〇〇家先祖代々」や住所等が「不詳」といった内容の場合でも申込可能か。	改葬許可証があれば可能です。 本来は合葬者1人あたりの料金ですが、この場合は焼骨を骨壺等の容器に入れていただき、その容器の数を申込数として受付します。

使用、埋蔵に関すること (以下の文面内の「埋蔵」とは「納骨」を表します)

1	<p>「埋蔵室安置後合葬方式」を申込み、先に埋蔵された方の隣に別の方の焼骨を埋蔵したいが可能か。 (先の方の埋蔵後10年以内の場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先の方の埋蔵までにお申込みいただければ隣を確保しておくことは可能です。 ・別々の時期に埋蔵すると隣合いませんが、合葬室へ同時に埋蔵することは届出いただくことで可能です。(この場合、後の方の埋蔵室での安置期間は10年より少ない年数となります。) ・安置期間減少による差額は返金されません。
2	<p>「焼骨保持」で「埋蔵室安置後合葬方式」を申し込む場合、埋蔵までの期限はあるか。</p>	<p>使用許可日より1年以内に埋蔵してください。</p>
3	<p>家族、親族の手で埋蔵したい。</p>	<p>合葬室、埋蔵室は見ることも立ち入ることもできません。いずれも埋蔵の際は、職員が行います。</p>
4	<p>骨入れ袋の扱いについて詳しく知りたい。</p>	<p>「直接合葬方式」では、埋蔵の届出時に骨入れ袋をお渡ししますので、焼骨を移し替えたうえで、埋蔵日に現地へお持ちいただきます。その際、故人様の生前の氏名を骨入れ袋へ直接記入してください。記入は油性のマジックでお願いします。</p> <p>「埋蔵室安置後合葬方式」では、骨壺のまま埋蔵日に現地へ持参いただきます。10年間の安置期間経過後に職員が骨入れ袋へ移し替え、合葬室へ埋蔵します。</p>
5	<p>埋蔵室に埋蔵できる骨壺の大きさを知りたい。</p>	<p>幅および奥行き22cm、高さ26cm以下まで受け付けます。上記寸法を超えるものは埋蔵室の安置スペースに収納できませんので、移し替えてください。また、骨壺を運搬される際は十分注意してください。</p>
6	<p>合葬式墓所から焼骨を改葬したいが可能か。</p>	<p><u>合葬式墓所へ埋蔵された焼骨は、一切返還することができません。</u> ご了承のうえお申込み下さい。</p>
7	<p>2体の焼骨を1つの骨壺に入れて埋蔵は可能か。</p>	<p>料金は2体分ですが、骨壺に入れば可能です。</p>
8	<p>記名板に「〇〇家」と表記させたい。</p>	<p>「〇〇家」という表示は申し訳ございませんが出来ません。</p> <p>記名板への刻字内容は以下の3種類のみです。</p> <p>(1)埋蔵者名のみ (2)埋蔵者名、生年月日、死亡年月日 (3)埋蔵される夫婦の連名</p> <p>詳しくはパンフレットをご確認ください。</p>

9	埋蔵室から合葬室へ移す日を知りたい。	埋蔵室に埋蔵した日から10年が経過した日に移します。
10	記名板に夫婦連名を刻字する場合、どちらかが生前のうちに刻字されるのは抵抗がある。後に連名とすることは可能か。	先の合葬者の埋蔵時に合わせて刻字することも、後の合葬者の埋蔵時に合わせて刻字することも可能です。また、当初は1名のみの刻字としておき、後の合葬者の埋蔵時に連名の刻字の記名板使用を申込み（別途使用料が必要）ことで連名の刻字にし直すことは可能です。
11	記名板への戒名表記は可能か。	不可です。生前の氏名を刻字します。
12	使用許可証を紛失した。	手続き後、使用許可証を再交付します。 手続きには以下のものがが必要です。 ・使用者本人の住民票 （本籍記載、3ヶ月以内に発行されたもの） ・手数料300円（平成30年5月現在） ・使用者本人の印鑑（認め可） ※埋蔵が済んでいる場合は当合葬式墓所の手続きで今後使用許可証が必要になることはありません。
13	住所、本籍、氏名等が変わった。	手続き後、記載内容を変え、使用許可証を交付します。 手続きには以下のものがが必要です。 ・合葬式墓所使用許可証 ・住所変更の場合、使用者本人の住民票（同上） ・本籍変更および氏名変更の場合、戸籍謄本 ・使用者本人の印鑑（認め可） ※埋蔵が済んでいる場合は手続き不要です。
14	合葬式墓所を使用しなくなった。	焼骨を埋蔵していない場合で、使用許可日から5年以内に合葬式墓所の使用取りやめの届出をされた場合は、納入された使用料の半額をお返しします。（ただし、記名板使用料は入金後すぐに作成しますので返金はできません。）